

共通論題「証券市場の構造変化とコーポレート・ガバナンス」

運用受託機関としての投資先企業に対するコーポレート・ガバナンス対応 - 株主議決権行使を中心に -

浅岡 泰史（パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社社長）

投信・投資顧問会社並びに信託銀行に代表される資産運用受託機関は、お客様である個人並びに年金基金等投資家の大切な資産をお預かりし、受託者責任遵守の下で、お客様の資産価値増大を目指した運用を行っている。

わが国の確定給付企業年金においては、その運用資産の35%がわが国の株式市場に投資されている。年金制度の安定的な運営のためには、投資先企業の持続的繁栄が不可欠である。過去2002年ごろまでの長期にわたる株式市場の下落・低迷、年金制度運営に多大な悪影響を及ぼしたように、株式市場の動向は長期的な安定収益獲得という目標達成はもとより、制度の命運をも左右するようになっている。

株式運用における受託資産価値増大のためには、投資先企業が株主価値を最大限に重視した経営を行うことにより、その企業が持続的に繁栄し長期安定的に企業収益を確保することが重要であり、企業におけるコーポレート・ガバナンスが十分に機能することが不可欠である。

そのため、株主価値向上が認められない企業は勿論のこと、すべての企業がよりよいコーポレート・ガバナンスに向けて対応・実践する経営努力を促すために、わが国の受託機関の太宗は、顧客管理に関する信認義務に基づき、株主であるお客様に成り代わって株主議決権を行使している。

この株主価値向上の実現の実現に向けたより望ましいコーポレート・ガバナンスの実践を求める株主議決権行使の状況について、パークレイズ・グローバル・インベスターズと投資顧問業界（実態調査ベース）の実態を鳥瞰し、議決権ガイドラインの観点から見たわが国のコーポレート・ガバナンスの現状（アンケート調査ベース）を観ることによって、共通論題、とりわけよりよいコーポレート・ガバナンスに向けての取り組みを議論するための情報を提供したい。最後に、時間が許せば、昨今注目を浴びている、敵対的買収への防衛策に対する議決権行使の考え方の一例と実態に触れられればと考えている。